

(函南町・清水町・長泉町・小山町)

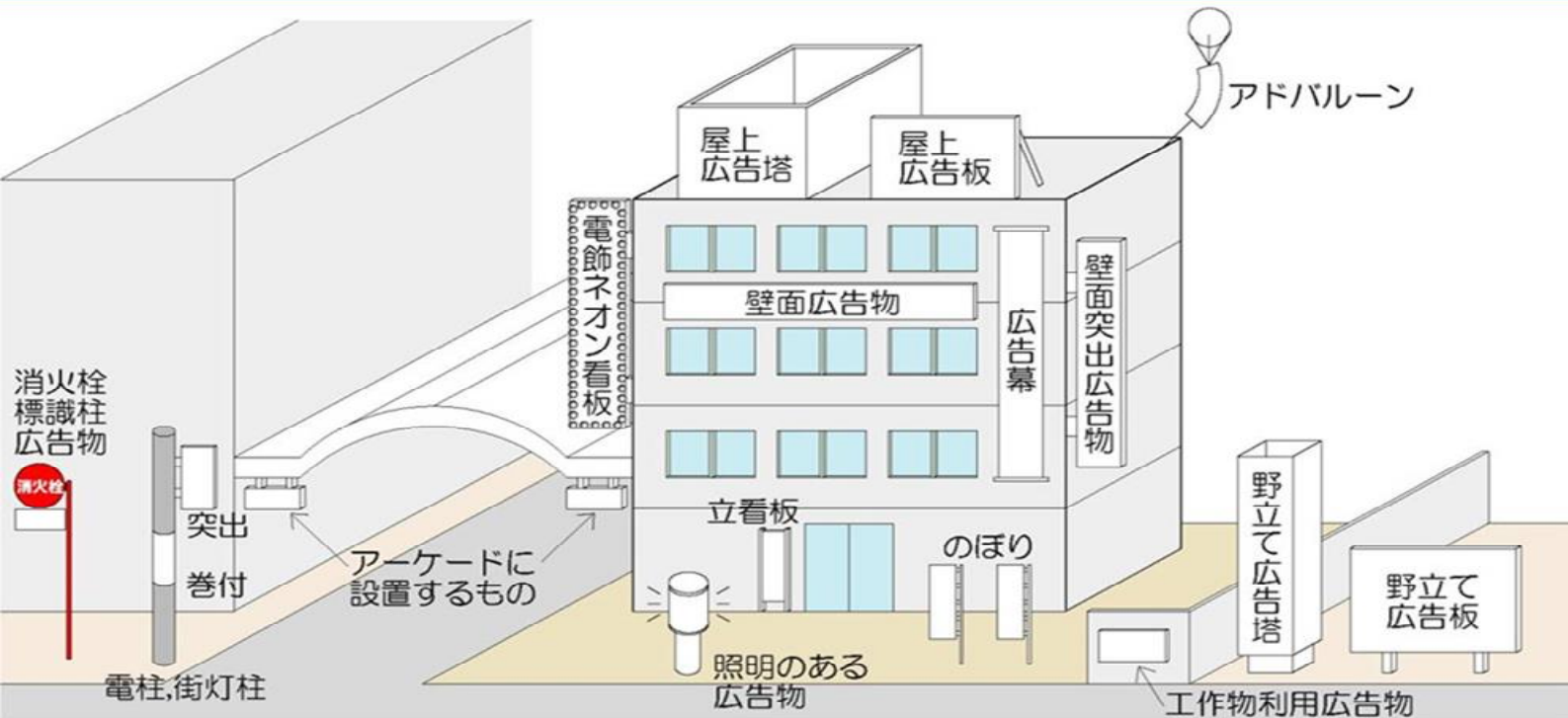
屋外広告物の設置を検討している方へ

～その屋外広告物、申請が必要かもしれません～

そもそも「屋外広告物」とは？

- ★常時又は一定の期間継続して表示されるもの
- ★屋外で表示されるもの
- ★公衆に向けて表示されるもの
- ★下の図にあるような看板であること

この4つを全て満たすものを言います。

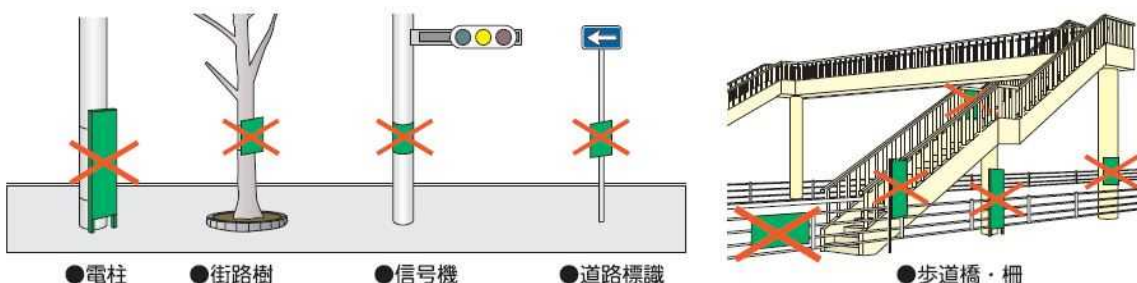


設置できない場所/物は？

場所 → 電柱や信号機、歩道橋など公共性が高いものや石垣、擁壁などには原則設置ができません。

物 → 著しく老朽化したもの、信号機や道路標識に類似するものは設置できません。

※下の図は禁止物件の一部です。



屋外広告物の規制地域とは？

良好な景観と危険を防止するため、多くの地域で規制がかけられています。

普通規制地域

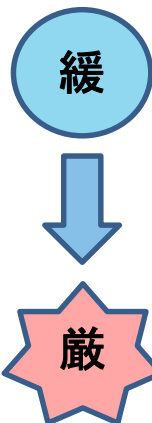
…許可を受ければ設置ができる地域

特別規制地域

…一般広告の設置ができない地域

広告景観保全地区

…特別規制地域の中で、さらに規制を強める地域



	第1種特別規制地域 (広告景観保全地区も含む)	第2種特別規制地域 (広告景観保全地区も含む)	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域
自家広告物 自己の営業所(敷地内)に、氏名・店名や事業内容を表示するもの	○ 表示面積が合計5㎡以内は申請不要	○	○ 表示面積が合計10㎡以内は申請不要	○ 表示面積が合計20㎡以内は申請不要
案内広告 目的地(営業所等)への誘導のために設置するもの	△ ・面積に関係無く全て申請が必要 ・高さや色彩制限等制限あり	△	○ 面積に関係無く全て申請が必要	○
一般広告 自家広告物、案内広告物以外のもの ※営業所敷地外で店名等のPRを目的	× 表示・設置不可	×	○ 面積に関係無く全て申請が必要 (後退距離規制適用地域は別途制限あり)	○

設置場所の規制地域の調べ方は？

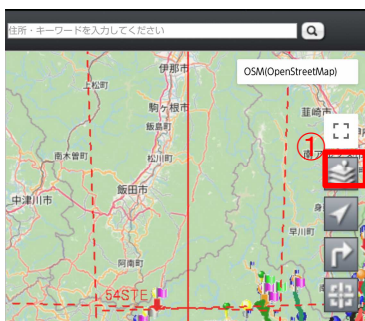
規制地域は静岡県GISで公開しています。(https://www.gis.pref.shizuoka.jp)

※画面左上切替ボタンより「都市計画情報」→「屋外広告物規制情報」→「屋外広告物規制情報」を順に選択すると、土木事務所管内の規制地域が調べられます。

<QRコード>



<スマートフォンから>
※②以降はパソコンと同じ

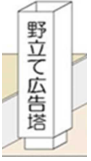

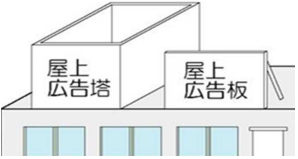
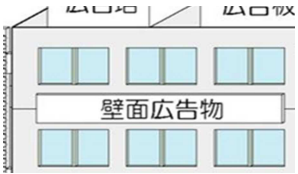


<パソコンから>



規制地域ごとの制限は？

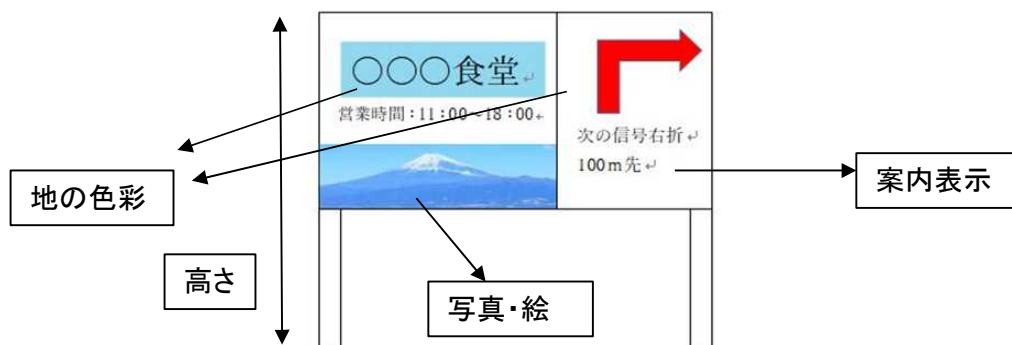
※一部の制限を載せています。
その他の屋外広告物はお問合せください。

	第1種特別規制地域	第2種特別規制地域	第1種普通規制地域	第2種普通規制地域
野立て広告塔 	(自家広告物) ・1面30㎡以内 ・高さ10m以下 (自家広告物以外) <u>案内図板のみ可</u> ※基準は次頁参照	(自家広告物) ・1面30㎡以内 ・高さ15m以下 (自家広告物以外) <u>案内図板のみ可</u> ※基準は次頁参照	・1面30㎡以内 ・高さ15m以下 (後退距離規制適用地域) <u>案内図板のみ可</u> ※基準は次頁参照	・1面30㎡以内 ・高さ15m以下
野立て広告板 	(自家広告物) ・表裏合計30㎡以内 ・高さ5m以下 (自家広告物以外) <u>案内図板のみ可</u> ※基準は次頁参照		・表裏合計30㎡以内 ・高さ5m以下 (後退距離規制適用地域) <u>案内図板のみ可</u> ※基準は次頁参照	・表裏合計30㎡以内 ・高さ5m以下
屋上広告 	(自家広告物) ・建物高さの2/3以下かつ5m以下 ・建物壁面から突き出ない ・木造建物の棟の上に設置しない (自家広告物以外) 設置不可	(自家広告物) ・建物高さの2/3以下かつ10m以下 ・建物壁面から突き出ない ・木造建物の棟の上に設置しない (自家広告物以外) 設置不可	・建物高さの2/3以下かつ15m以下 ・建物壁面から突き出ない ・木造建物の棟の上に設置しない	
壁面広告物 	(自家広告物) ・設置する壁の壁面積が300㎡未満の場合はその1/5以内又は15㎡以内 ・設置する壁の壁面積が300㎡以上の場合はその1/10以内又は60㎡以内 ・壁面の端をはみ出ない ・開口部(窓や通気口等)を覆わない (自家広告物以外) 設置不可	・設置する壁の壁面積が300㎡未満の場合はその1/5以内又は15㎡以内 ・設置する壁の壁面積が300㎡以上の場合はその1/10以内又は60㎡以内 ・壁面の端をはみ出ない ・開口部(窓や通気口等)を覆わない		・壁面積の1/5以内又は15㎡以内 ・壁面の端をはみ出ない ・開口部(窓や通気口等)を覆わない

野立て案内図板の基準とは？

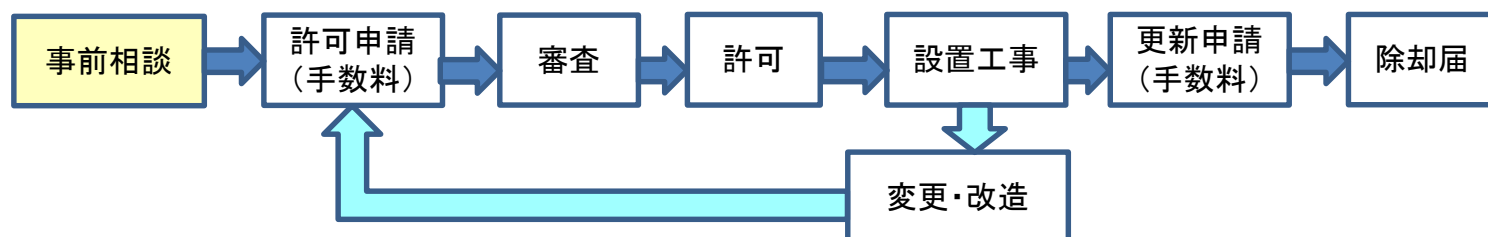
特別規制地域内若しくは後退距離規制適用地域で、自家広告物以外の野立て広告板(広告塔)を設置する場合、原則案内図板のみ設置可能です。

距離	設置場所から案内先までの道のり10km以内
相互間距離	同じ場所に複数基設置されている場合、左右方向に50cm以上、前後方向に5m以上離す
高さ	5m以下
面積	(特別規制地域) 片面3㎡以内 ※表裏ぴったりくっついている場合2面表示可 (後退距離規制適用地域) 片面5㎡以内 ※表裏ぴったりくっついている場合2面表示可
案内表示	・板面面積の1/3以上地図や案内矢印が表示されている ・案内表示内に写真や絵が表示されていない
写真・絵	・板面全体面積の1/3以下 ・写真や絵に重ねて文字等が記載されていない
地の色彩	板面内の文字・地図(矢印も含む)・写真・絵以外の部分の色彩が、明度3以上彩度8以下である ※文字の縁取りも地に含みます。
電飾設備	電光掲示、点滅照明、ネオン照明が使われていない (板面を照らす目的の照明は可)



許可手続きについて

- ・原則、規制地域内にある屋外広告物は許可申請が必要です。必要なお手続きを御案内しますので、申請前に1度御相談ください。
- ・許可申請には手数料が必要です。許可申請書類提出時に、静岡県収入証紙にて納めていただきます。
- ・許可期間は通常2年です。許可期間満了後も引続き設置する場合は、満了前に更新申請が必要です。
- ・許可後に寸法や高さ、構造等に変更が生じる場合は別途変更に関する許可申請が必要です。



問合せ先: 沼津土木事務所都市計画課(055-920-2221)
〒410-0055 沼津市高島本町1の3 東部総合庁舎8階